

# 会 費 規 程

(目的)

第1条 本協会は、定款第10条により会費に関する規程を次のとおりとする。

(会費)

第2条 正会員は、県内で営む事業所、業種毎に次に定める均等割額と取扱割額を合計した会費を納入しなければならない。

業 種 別	小 売 業		卸 売 業	LPガススタンド業	容 器 検 査 業
均等割額	28,000円/年		28,000円/年	28,000円/年	28,000円/年
取扱割額	100円/簡易ガス含む 家庭業務用年間t数	30円/工業 用年間t数	100円/年間t数	40円/年間t数	4円/年間検査本数
会費上限	80,000円		80,000円	80,000円	80,000円

2 均等割額は、営業所及び支店が複数ある場合、また、複数の業種に属する場合には、二事業所目、二業種目から一事業所14,000円とし、その全ての均等割額の合計額を均等に割った額を1事業所・1業種の均等割額とし、百円単位を切上げ千円単位とする。また、取扱割額は、百円単位を切上げ千円単位とする。

3 賛助会員は、関連団体又は関連業者毎に会費年額20,000円以上を納入しなければならない。

(会費の事業費配賦)

第3条 会費は、公益目的事業のために5割以上、残余はその他の事業及び管理費用のために配賦するものとする。

(納入方法)

第4条 会費は協会が発行した領収証による金額を会員の属する支部を経て納入するものとする。

(納入時期)

第5条 会費は、6月、10月の2回に分けて各半年分を前納するものとする。  
但し1年分を前納することをさまたげない。

(新入会員の会費)

第6条 年度の中で入会するものは、次により会費を納入する。

- (1) 9月末日までの入会者は一年分全額
- (2) 10月以降の入会者は下半期分

(支部還付金)

第7条 協会は支部を経て支部会員の全員分が納入されたときは、その15%を支部活動費として当該支部に還付する。

2 特別の事由が生じたときは、理事会の議を経て還付金の額を変更することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 記

本規程は、昭和49年4月1日から実施する。

本規程は、昭和59年5月25日改定する。(支部還付金を30%から20%に変更。但し、早期納入の場合には3%(5%から)を還付することとする。：通常総会議案ではなく、予算書予算額にて承認)

本規程は、昭和60年5月27日改定する。(会費月額の変更；(従前)特級4,000円、1級2,000円、2級1,500円、3級1,200円、4級1,000円：通常総会)

本規程は、平成14年1月22日改定する。(早期納入還付金を廃止する。)

本規程は、平成20年11月11日改定する。(暫定的全面改定する。)

本規程は、平成22年10月15日改定する。

本規程は、平成25年3月14日改定する。

本規程は、平成26年5月21日改定する。

本規程は、令和2年5月21日改定する。

本規程は、令和3年5月19日改定する。